

(例規 25)

陸幕人教第 155 号
令和 4 年 3 月 10 日

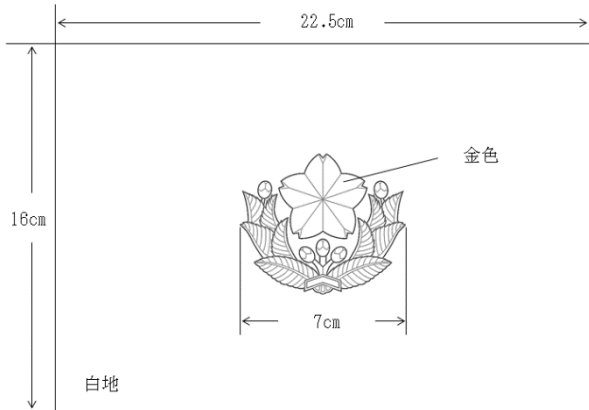
陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

駐屯地司令等の車両用識別標について(通達)

標記について、令和 4 年 4 月 1 日から下記のとおり実施されたい。

記

使用者	使用する場合	装着位置
駐（分）屯地司令（将及び将補を除く。）	1 当該駐（分）屯地司令の営門を通過する場合 2 管理下の自衛隊施設（演習場等）を通行する場合	車両前面ガラス内部
1 等陸佐をもって充てる部隊及び機関の長	1 自己の指揮下部隊等が所在する駐（分）屯地を通行する場合 2 自己の指揮下部隊等が所在（一時的なものを含む。）する自衛隊施設（演習場等を含む。）を通行する場合	
車両用識別標		
備 考	本通達は識別標を使用できる場合を示すものであり、演習場等においては、訓練状況により、この限りではない。	